

万国海法会北京国際会議（二〇二二年）報告

万国海法会第四〇回国際会議（北京国際会議）について

藤田 友敬

一 北京会議の概要

万国海法会（CMI）の第四〇回国際会議（以下北京会議とする）は、二〇二二年一〇月一四〜一九日の間、中華人民共和国北京市内ケンピンスキーホテル（Kempinski Hotel）において開催された。参加海法会は、アルゼンチン、オーストラリア・ニュージールランド、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、中国（香港）、台湾、コロンビア、クロアチア、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、フィンランド、フランス、ドイツ、ガーナ、ギリシア、インド、インドネシア、アイルランド、イタリア、日本、マレーシア、マルタ、メキシコ、モロッコ、オランダ、ナイジェリ

ア、ノルウェー、パナマ、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、イス、トルコ、イギリス、アメリカ、ベネズエラ各海法会であった。日本海法会からは、一二名が参加した。⁽¹⁾なお北京会議に続いて、上海において追加的な催し（Sangtan Add-on）が行われ、北京会議参加者の一部はこれにも参加した。本稿では、こちらについては説明を省略する。

北京会議は、一〇月一四日の歓迎レセプションに続き、四日間をかけて、船舶の裁判上の売買、一九八九年海難救助条約、二〇〇四年ヨーク・アントワープ規則、ロッテルダム・ルールズといった主要議題のほかに、オフショア活動の規制（汚染責任その他の側面）、⁽³⁾船員の公正取り扱い、⁽⁴⁾海賊、⁽⁵⁾裁判官のための海事問題、⁽⁶⁾海上保険、⁽⁷⁾東西文化の海事仲裁に対する影響とアジアにおける近時の発展、国際倒産、南極・北極の法規制、⁽⁸⁾アジアにおける造船業・問題と挑戦、⁽⁹⁾若年会員のセッション、万国海法会の将来といった数多くのテーマが取り上げられた。このうち船舶の裁判上の売買、一九八九年海難救助条約、二〇〇四年ヨーク・アントワープ規則については、北京会議の全体会合において最終的な決定がなされることが予定されたアジェンダであった。ロッテルダム・ルールズに関しては、万国海法会としてしての新たな決定がなされることはないものの、丸一日を費やして近時の進展の紹介やアジアにおける具体的な問題についての検討等が行われた。それ以外のテーマは、多かれ少なかれ啓蒙的な性格の講演あるいはそれに類した短いセッションであった。以下、北京会議で扱われた主要な議題について、若干立ち入った概観をしておく。

二 船舶の裁判上の売買

船舶の裁判上の売買に関しては、二〇〇八年一〇月の万国海法会第三九回国際会議（アテネ国際会議）において中国海法会の Henry Haila 氏による報告がなされた後に、国際作業部会が設置され検討が行われてきた。そして二〇一〇年のブエノスアイレス・コロキアムにおいても取り上げられた後、⁽¹¹⁾国際小委員会を設置して本格的な検討が開始された。二〇一一年には、各国海法会に、統一的なルールを定めた文書（Instrument）⁽¹²⁾案が送付され、その意見を踏まえ、二〇一二年九月に開催された国際小委員会において検討がなされた。⁽¹³⁾二〇一二年五月、さらに改訂が加えられた草案について各国海法会に対して意見の照会がなされ、北京会議においては、その結果を踏まえた最終的な草案の検討がなされることとなった。検討内容については、中村哲朗「外国での船舶の裁判上の売買の承認に関する国際条約」（本誌本号一三頁以下）に譲るが、北京会議初日から最終日まで長時間をかけたにもかかわらず、結局、最終草案を採択することはできなかった。このため次回総会までに本プロジェクトを終結させるべく作業が続けられることとなった。

船舶の裁判上の売買の問題は、最終的には万国海法会による条約草案を作成し、北京会議において採択することが、数年前から想定されていた。いわば北京大会における目に見える最大の成果となることが期待されていたものである。このため万国海法会も、またホストである中国海法会も、その採択に強い関心を有していたものと想像される。それだけにこの結果はいささか残念だったと言わざるを得ない。

三 一九八九年海難救助条約の改正

国際救助者連合（ISU）の要望を受け、万国海法会では、二〇〇九年に国際作業部会を設置し、一九八九年海難救助条約の改正問題を検討してきた。各国海法会に対して、論点整理のペーパーや質問状の送付が行われ、また二〇

一〇年のブエノスアイレス・コロキアムにおいても取り上げられた⁽¹⁴⁾。もともと中心的な検討課題は、国際救助者連合 (International Salvage Union) の提唱にかかる「いわゆる「環境救助報酬 (environmental salvage award)」の導入の可否にあったが、それ以外のいくつかの問題も合わせて取り上げられた。

北京会議においては、一九八九年海難救助条約の改正の問題について、万国海法会として最終的な結論を出すことを目的に検討が行われたが、結果としては、改正提案のほとんどは否決された。そして最終日に行われた全体会合において、執行評議会を通じて、北京会議において議論した論点及びその結論に関する報告書を国際海事機関 (IMO) 法律委員会に提出する、救助者・保険者による解決策の模索するよう奨励するという内容の決議がなされた (詳細については、久保治郎「一九八九年海難救助条約の改正について」本誌本号二九頁以下参照)。

四 二〇〇四年ヨーク・アントワープ規則

船舶の裁判上の売買や一九八九年海難救助条約の問題が、北京会議に向け、時間をかけて周到に検討が続けられてきたのに対して、二〇〇四年ヨーク・アントワープ規則の問題が北京会議の議題として現れたのは突然であった。二〇〇二年六月下旬、万国海法会会長 Karl-Johan Gombrii 氏から、各国海法会会長及びチチュラリー・メンバー宛てに、二〇〇四年ヨーク・アントワープ規則に関する改正提案とそれに対する是非を問う手紙が送付されると同時に、この問題が北京会議において扱われることが予告されたのである⁽¹⁵⁾。日本海法会も、急遽共同海損小委員会を開催し、万国海法会宛てに意見を送付した。

確かにバンクーバー会議において採択された二〇〇四年版ヨーク・アントワープ規則⁽¹⁶⁾は、その後、まったくといっ

てよいほど実務では採用されていない。このため万国海法会が打開策を検討することは理解できないわけではない。しかし、北京会議まで三ヶ月余となった時点で突然なされた改正提案に対しては、各国海法会も関連業界団体も、いささか対応に窮したのではないかと想像される。北京会議においても、何らかの提案を採択するのは時期尚早として、次回の国際会議に向け問題の検討が先送りされることとなった (詳細については、久保治郎「二〇〇四年ヨーク・アントワープ規則の改定について」本誌本号七一頁以下参照)。

五 ロッテルダム・ルールズ

一〇月一六日終日にわたり、ロッテルダム・ルールズのセッションが行われた。ロッテルダム・ルールズについては、万国海法会はアテネ会議においてすでに条約を支持する旨の決議を行っており⁽¹⁷⁾、特に新たなアクションをとるということはなく、もっぱら啓蒙的な意味合いのセッションとなった。条約に関する最新の情報を提供する第一セッション、条約の基本的な性格について説明する第二セッションに続いて、事前に用意された設例をもとに、パネリストが答える第三セッション、フロアからの質問を募り、パネリストが回答する第四セッションが行われた (詳細については、増田史子「ロッテルダム・ルールズ」本誌本号一〇三頁以下参照)。ロッテルダム・ルールズは、アテネ会議に続いて、ブエノスアイレス・コロキアムでも取り上げられているため、今回は、その内容についての一般的な講演のみならず、具体的な設例を使い、どのように問題が解決されるかという点にも配慮した内容となったものと思われる。

六 国際倒産

国際倒産に関する国際作業部会は二〇一〇年一〇月に活動を開始したが、二〇一二年五月に至り、各国海法会宛てに詳細な質問状が送付された。日本海法会では、これに対応するために国際倒産小委員会（委員長・青山善充教授、レポーター・松下淳一教授）を組織し、回答を作成・送付した。もっとも質問状は国際倒産法制に関する各国の基本的な情報を収集することを目的としており、北京会議においてこの議題についての本格的な検討がなされることは想定されていなかった。実際にも国際作業部会による問題意識の説明や質問状への回答の紹介、各国の法制についての説明等がなされたにとどまった（詳細については、池山明義「国際倒産」本誌本号一二七頁以下参照）。このテーマについては、今後さらなる作業を行うかどうかについて検討されることになるが、アメリカ海法会の Christopher Davis 氏が国際作業部会の議長を務めていることから、二〇一六年に予定されているニューヨーク国際会議において何らかの成果を採択する方向でプロジェクトが進められる可能性も否定できない。もっともその検討作業の内容が、国際作業部会の問題意識を説明するものとして配布された Sarah Derrington 氏（オーストラリア海法会）による「海事国際倒産に関する序説」と題するペーパーに現れた問題意識を敷衍し、海事訴訟手続と承認外国倒産手続の関係をめぐる新たなルールを作成するようなものだとすれば、果たして実現可能なものか一抹の不安がないわけではない。

七 万国海法会の将来

北京会議最終日の一〇月一九日午前中に、「万国海法会の将来」と題するセッションが行われた。一九九七年のアントワープ会議において、同じ題名のセッションが行われたが、その後の万国海法会の組織改革等を踏まえ、あらためて万国海法会のあり方について検討することを目的としたものである。いくつかの国の海法会の代表が意見表明を行い、その一部には議場において共感が示されたが、特に意見集約が行われたり、何らかの意思決定が行われたりするということはなかった。しかし、このセッションの議論の内容は、今後の万国海法会のあり方、ひいては日本海法会の活動にもさまざまな影響を与える可能性があるように思われる（藤田友敬「万国海法会の将来…来たるべき数十年」本誌本号一九九頁以下参照）。

八 その他

北京会議の最終日に、二〇二二年度万国海法会総会が開催された（詳細については、藤田友敬「万国海法会二〇二二年総会報告」本誌本号一二五頁以下参照）。次回の総会は、二〇一三年にアイルランド、ダブリン市において、次回の国際会議は二〇一六年にアメリカ、ニューヨーク市において開催されることが決定した。

- (1) 落合誠一（中央大学教授）、山下友信（東京大学教授）、藤田友敬（東京大学教授）、箱井崇史（早稲田大学教授）、後藤元（東京大学准教授）、中村哲朗（弁護士）、池山明義（弁護士）、中村誠一（弁護士）、笹岡愛美（流通経済大学准教授）、中西正和（元東京マリンクレームサービス（株）会長）、久保治郎（東京海上日動）、増田史子（京都大学准教授）。
- (2) 一〇月一七日はエクスカッションにあてられた。また一九日の午後の後半は、万国海法会二〇二二年度総会が行われた。
- (3) 笹岡愛美「オフショア活動の規制／アジアにおける造船業」本誌本号一七五頁以下参照。

- (4) 後藤元「船員の公正な取扱い／海賊／北極圏および南極圏に関する法制度」本誌本号一六三頁以下参照。
- (5) 後藤元「船員の公正な取扱い／海賊／北極圏および南極圏に関する法制度」本誌本号一六五頁以下参照。
- (6) これはクローズド・セッションであり一般に開放されていなかった。
- (7) 久保治郎「海上保険」本誌本号一五一頁以下参照。
- (8) 後藤元「船員の公正な取扱い／海賊／北極圏および南極圏に関する法制度」本誌本号一六八頁以下参照。
- (9) 笹岡愛美「オフショア活動の規制／アジアにおける造船業」本誌本号一七五頁以下参照。
- (10) 笹岡愛美「若手会員によるセッション」本誌本号一八七頁以下参照。
- (11) 中村哲朗「外国での船舶競売の承認」海法会誌復刊五四号三五頁（二〇一〇年）。
- (12) この段階では、国際条約にするか、一種のモデル法とするかといった点が定まっていなかったため、「文書」という表現をとっている。
- (13) 中村哲朗「外国での裁判小の売買の承認に関する文書——万国海法会国際小委員会における審議——」海法会誌復刊五五号四九頁（二〇一一年）。
- (14) 井口俊明「一九八九年海難救助条約の検討」海法会誌復刊五四号五頁（二〇一〇年）。
- (15) 二〇一二年四月下旬に開催された執行評議会（Executive Council）において、北京会議においてこの問題をとりあげることが決定された（CMI Newsletter 2012, No.3, p.3参照）。ただし二〇一一年九月二五日開催の執行評議会において、二〇〇四年ヨーク・アントワープ規則が船主団体（特にB.M.I.C.O.）にとって受け入れがたいものであるという事実が報告され（CMI Newsletter 2011, No.3, p.6参照）、その後万国海法会と船主団体との間で非公式な協議が行われていた模様である。
- (16) 井口俊明「共同海損——二〇〇四年ヨーク・アントワープ規則」の採択」三頁（二〇〇四年）参照。
- (17) 藤田友敬「全部又は一部が海上運送による国際物品運送契約に関する国連国際商取引法委員会草案」海法会誌復刊五二号六九頁（二〇〇八年）参照。
- (18) 藤田友敬「ロッテルダム・ルールズ」海法会誌復刊五四号六七頁（二〇一〇年）。

外国での船舶の裁判上の売買の承認に関する国際条約

——二〇一二年万国海法会北京総会国際小委員会における審議——

中村 哲朗

一 問題の所在

船舶の裁判上の売買（Judicial Sales of Ships）において、買受人が抵当権・先取特権などの負担のない船舶所有権を取得し、その効果が船舶登録及び登記国その他第三国においても認められなければ、不都合が生じる。⁽¹⁾一九九三年の海上先取特権及び抵当権に関する国際条約（以下、「一九九三年条約」）⁽²⁾ 第二条において、この問題の解決が試みられているが、同条約の適用範囲は限られていると共に、同条約の批准国は極めて少なく、不十分である。